

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前11時00分 開議

○議長（林 健児君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第40号大治町議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第40号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務建設常任委員長、どうぞ。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

総務建設常任委員会は、9月8日に開会しました。本委員会に付託されました事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第40号大治町議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。大治町議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例に反対いたします。

選挙運動の公費負担そのものに反対するものではありません。また、国が消費税を8%から10%に引き上げたことに伴う部分に関しての公費負担限度額の引き上げは当然だと考えます。しかし、物価上昇に伴う引き上げは物価が上昇しても年金が下がる。また、給料の上昇分が物価上昇に追いついていない中での引き上げであり、町民の皆様の理解は得られないと考えます。よって、私は大治町議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例に反対します。以上です。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○7番（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

7番松本議員。

○7番（松本英隆君）

7番松本です。議案第40号大治町議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

公職選挙法施行令の選挙運動の公費負担を最近の物価変動及び消費税増税を踏まえ、政令に定められた上限額と同様の改正を行うものであります。また、近年の議員のなり手不足等もあり、特に若者が立候補する際に負担を和らげる意味も含めまして、この案件に賛成するものであります。皆様の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第41号大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第41号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務建設常任委員長、どうぞ。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議案第41号大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定しました。質疑はありませんでした。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第43号から日程第7、議案第47号までを一括議題とします。

議案第43号から議案第47号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

○予算決算常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

予算決算常任委員長、どうぞ。

○予算決算常任委員長（松本英隆君）

予算決算常任委員会に付託されました事件の結果について、会議規則第41条の規定により御報告いたします。

去る9月6日の本会議において、当委員会に審査を付託されました議案につきましては、9月8日に総務建設分科会、9月9日に文教厚生分科会を開いて審査を行い、本日

委員会の全体会を開き、各分科会委員長の審査報告を受けました。

その結果、議案第43号、44号、45号、46号、47号の5議案につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第43号令和4年度大治町一般会計補正予算（第6号）について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第44号令和4年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第45号令和4年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第46号令和4年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第47号令和4年度大治町下水道事業会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第48号から日程第13、議案第53号までを一括議題とします。

議案第48号から議案第53号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

○予算決算常任委員長（松本英隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

予算決算常任委員長、お願いします。

○予算決算常任委員長（松本英隆君）

議案第48号から議案第53号の6議案について御報告申し上げます。

議案第48号、52号の2議案につきましては、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第49号、50号、51号、53号の4議案につきましては、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第48号令和3年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定に反対します。

心身障害者事業費の中の相談支援事業委託料の執行率が低くなっている問題です。これは児童発達支援センター「育つ力」の体制が整わずに相談支援事業の開始が11月に大

きくずれ込んだことによることが主な原因です。児童発達支援センターは必要な施設です。だからこそ民間事業者としっかり連絡・調整を行って相談支援事業の開始を少しでも早めるなどしっかりと対応すべきであったのに、町の対応として不十分であったと考えます。また、町長は相談支援事業の開始がおくれても不都合は何もなかったという趣旨の答弁を以前されておられます。障害者や障害児の事業費は年々ふえています。それだけ困っておられる方がふえてきていると私は考えます。不都合が何もなかったはずはありません。おくれても不都合が何もなかったという町長の答弁自体、大変問題があると考えます。よって、令和3年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定に反対します。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）

4番後藤田議員。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。令和3年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

一般会計歳入歳出決算は、子育て支援対策として児童発達支援センターでの相談支援事業や子育て支援施設を建設するための整備を進め、子育て支援の推進が図られました。

また、災害対策として大規模災害に備えた砂子防災公園の整備を初め、ソーラー蓄電池やソーラーパネルの購入により防災体制の充実が図られました。

さらには学習活動において、積極的にICTを活用するため1人1台のタブレット端末と学習に必要なソフトウェアを借り上げ、学校教育の充実が図られました。

そのほか新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン整備が図られました。これらの財源は国・県の補助金や計画的な起債により確保されております。私はこの案件に賛成するものであります。皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、議案第48号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第49号令和3年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第50号令和3年度大治町土地取得特別会計歳入歳出の決算の認定について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第51号令和3年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。



[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第51号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第52号令和3年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。令和3年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に反対します。

私及び日本共産党は後期高齢者医療制度自体に反対しています。よって、私は令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に反対します。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○1番（鈴木 満君）

議長。

○議長（林 健児君）

1番鈴木 満議員。

○1番（鈴木 満君）

1番鈴木 満です。議案第52号令和3年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、長年社会のために尽くしていただいた高齢者の方々が安心して医療を受けられる制度であり、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合の制度として平成20年4月より実施しております。令和3年度の決算においても集団健診、個別健診、人間ドックなど健康づくりの事業も適切に行われており、この決算の認定に賛成するものであります。皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、議案第53号令和3年度大治町公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり認定されました。

日程第14、議案第54号大治町道路線の変更についてを議題とします。

議案第54号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務建設常任委員長、どうぞ。

○総務建設常任委員長（若山照洋君）

議案第54号大治町道路線の変更につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定しました。質疑はありませんでした。

○議長（林 健児君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、同意議案第2号教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

教育長平野香代子さんは退場してください。

〔平野香代子君 退場〕

○議長（林 健児君）

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

同意議案第2号教育委員会教育長の任命について。

大治町教育委員会教育長に次の者を任命したいので同意を求めます。令和4年9月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、平野香代子教育長の任期が令和4年9月30日をもって満了することに伴い、引き続き教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により同意を求めるものでございます。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、同意議案第2号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています、同意議案第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第2号を採決します。

同意議案第2号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、同意議案第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

教育長平野香代子さんは入場してください。

〔平野香代子君 入場〕

○議長（林 健児君）

日程第16、同意議案第3号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

同意議案第3号教育委員会委員の任命について。

大治町教育委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。令和4年9月1日提出、大治町長。

この案を提出するのは、北川美知子委員の任期が令和4年9月30日をもって満了することに伴い、新たに委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求めるものでございます。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、同意議案第3号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています、同意議案第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第3号を採決します。

同意議案第3号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、同意議案第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第17、発議第2号国の私学助成の拡充に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○4番（後藤田麻美子君）

議長。

○議長（林 健児君）

4番後藤田議員。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。

発議第2号国の私学助成の拡充に関する意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出す

る。令和4年9月1日提出、提出者大治町議会議員後藤田麻美子。

私立学校は国公立学校とともに公教育の場として重要な役割を担っており、国においても昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成措置を講じられてきた。国のこれまでの私学助成政策は着実に成果を生んでいるが、年収910万円未満世帯まで無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校と比べて私立高校生にはまだ大きな学費負担が残されている。よって、当議会は政府に対し国の責務と私学の重要性に鑑み、父母負担の公私格差を是正するために就学支援金を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望するものです。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。以上です。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています発議第2号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

○2番（鈴木康友君）

議長。

○議長（林 健児君）

2番鈴木康友議員。

○2番（鈴木康友君）

2番鈴木康友です。反対の立場から討論をさせていただきます。

意見書にもございます学費の公私格差是正、また教育の公平ということでそちらを解消するためにとということでこの意見書を上げていただいているとは思いますが、教育の

機会は平等であると私も考えます。しかし、私学と公立の学校におきまして、内容に格差がございます。格差といいますか違いがございます。私学の役割、そして思想、理念、こういったものを鑑みたときに均一化によって失われるおそれもございます。学費負担と引きかえに私学だからこそ実施できる教育内容もあると考え、また意見書にもございます就学支援金などこちらのほうの拡充などを含めて、別の方法もあると考え反対の意見とさせていただきます。

○議長（林 健児君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

9番吉原経夫でございます。意見書案にありますように公私の格差がございます。その格差を是正したからといって私学の教育の独自性が失われるものでは決してございません。やはり公立に通おうが、私学に通おうが同じ高校生、子供でございますので格差をなくす。国民の皆様にとって、より選択できるよい教育を目指す、その立場で賛成をさせていただきます。以上でございます。

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（林 健児君）

起立多数です。したがって、発議第2号は可決されました。

日程第18、発議第3号義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○10番（林 哲秀君）

議長。

○議長（林 健児君）

10番林 哲秀議員。

○10番（林 哲秀君）

10番林 哲秀でございます。

発議第3号義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和4年9月1日提出、提出者大治町議会議員林 哲秀。

これは子供たちが全国どこに住んでいても均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請であります。しかし、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであります。自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率を2分の1へ復元することを国に強く要望します。

そこで義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう強く要望するものです。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、発議第3号は会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております、発議第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕



○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、発議第3号は可決されました。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時36分 休憩

午前11時44分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

日程第19、発言の取り消しについてを議題とします。

お手元に配付のとおり、9月6日の議案質疑における老人福祉センター所長の答弁について、発言取消申出書が提出されました。

これを許可することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで令和4年9月大治町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時44分 散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 林 健 児

署名議員 鈴 木 満

署名議員 鈴 木 康 友